

令和3年1月18日

各位

一般社団法人 京都府建築士事務所協会  
会長 上野 浩也

## 押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する 省令等の施行について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

さて、国土交通省が単独で所管する省令において、押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令（令和2年国土交通省令第98号。以下「改正省令」という。）が令和3年1月1日から施行されることとなりました。

御留意いただきますようお願い致します。

敬具

要点は次の通りです。

### 記

#### 1. 国民や事業者等に対して求める押印の廃止について

国民や事業者等に対して押印を求める建築基準法施行規則等の手続については押印を不要となりました。

#### 2. 具体的な書類について

建築士事務所の新規申請・更新申請・業務報告書・証明書は押印が不要となります。  
登録事項変更届及び廃業届は令和3年4月1日まで引き続き押印が必要です。

#### 3. 経過措置について

改正省令の附則第2項の規定に基づき、改正省令施行前の様式による用紙は、当分の間使用することができます。

#### 4. 様式について

現在京都府と協議中です。

調整でき次第、改めてご案内申し上げます。

完成するまでは現況の様式をご使用ください。（押印は省略できます）

以上